

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成29年6月9日（平成29年（行情）諮問第241号）

答申日：平成29年9月29日（平成29年度（行情）答申第254号）

事件名：特定監査法人から提出された特定法人に係る監査概要書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月26日付け金総第9512号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めらる。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

なお、審査請求人から、平成29年7月7日付けで意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。

(1) 監査概要書は、会計監査人が実施した監査の概要を監督官庁（金融庁）に提出する書類で、監査の概要について説明した文書である。

不開示とされた内容は、平成24年7月31日提出分、平成25年7月31日提出分、平成26年7月31日提出分、平成28年7月28日提出分

- ① 補助者の人数
- ② 監査報酬に関する若干の説明（何が記載されているか一切不明）
- ③ 意見審査を行った担当者の氏名
- ④ 監査人の補助者の区分別人数
- ⑤ 監査の従事者単位別の監査時間又は従事日数
- ⑥ 監査の実施状況の表の下に記録された若干の文面（何が記載されているか一切不明）

- ⑦ 監査の実施において特に考慮した事項等の内容、不開示とされているため一切内容は不明
- ⑧ 他の監査人の監査結果等の利用状況も不開示で内容は一切不明
- ⑨ 監査意見等に関する事項のうち審査の状況は不開示で内容が一切不明

平成27年10月29日提出分、平成27年12月25日提出分、平成28年7月28日提出分、平成28年10月28日提出分についても上記と同じことである。ただし、平成27年10月29日提出分は、特定法人の特定事項により、有価証券報告書の提出遅れと過年度の決算内容による訂正報告書の監査に関わる監査概要書であるため、その内容はより重要なものである。

株式公開会社の監査の内容は投資者だけでなく広く利害関係者にとっても重要な内容である。監査の報酬は明らかにされ、監査責任者の従事期間数も明示され監査の内容が徐々に一般的に明らかにされる方向に向かっている。現在の監査報告書の内容も型どおりの内容で適正意見にしても記載内容が無味乾燥的なもので、投資者達に監査の内容をより詳しく開示する監査報告書の在り方が検討されている時代である。

不開示理由は、「・・・これを公にすることにより、当該監査法人（及び被監査会社）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。」とされている。その内容は具体的にどのようなことを指すのか全く不明である。監査時間、監査人の人数、どのような審査であったか、監査計画で特に考慮した内容、内部統制の重要な欠陥内容、他の監査人の監査結果の利用、経営者とのディスカッション状況など、いずれも監査法人等の権利又は競争上の地位を脅かすとはとても想定できない。

監査時間は、日本公認会計士協会が、監査の種類別、業種別、会社規模別に監査時間の統計資料は随分以前から公表されている。

- (2) 上場会社の監査は、公益性が高い。公表されている監査報告書は短文形式であり、また標準ひな形を踏襲していることから、監査の事実上の内容が利害関係者は分からない。したがって、実施された監査の内容は、監査人が作成した監査概要書によりその基本的な内容は知ることができる。監査時間、監査計画の件、経営者とのディスカッション内容、他の監査人の監査結果の利用、内部統制関係、審査状況など監査の内容を利害関係者が知ることが重要なことである。

今回の公開請求により、既に明らかにされている内容以外はおしなべて不開示となっている。その理由が、当該監査法人、被監査会社の権利ないし競争上の地位その他正当な利益を害するおそれとされている。

具体的にそれぞれの不開示の部分が正当な利益を害することは明示さ

れていない。そこまで隠すことは、そもそも情報公開制度を否定するものである。形は作っておいて、実務の運用では不開示という取扱いは決して許されるものでない。

具体的に開示の弊害がある場合にはその理由を明示の上、その部分に限り不開示となることはある程度想定される場合もあろうが、今回のように一部を除いて全てを不開示とすることは開示請求者に対して失礼な行為である。もっと丁寧な事務を法律の趣旨に沿って、取扱いをする必要がある。

審査請求人も監査業務に携わっていた関係上、被監査会社の監査概要書を作成する立場にあった。その実績から判断してことごとく不開示とすべき内容は特段なかった。

そもそも監査業務は密室で行われる業務であり、第三者の目に触れることはない。それだけに監査の内容を記録した概要書の開示は必要なことと信じている。概要書が第三者の目に触れることで、監査実務に緊張感が少しでも向上すれば、特定法人等のような監査不祥事の発生をけん制できるものと思っている。

要は、一部既に開示されている内容以外を一律に不開示とする取扱いは極めて不当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、平成28年11月1日付け（同月7日関東財務局受付）で、関東財務局長に対して行った行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に関し、関東財務局長から法12条1項に基づく同月16日付け移送（関財統証1第75号，同月17日金融庁接受総第13907号）を受け、処分庁が法9条1項に基づき、同年12月26日付け金総第9512号で原処分をしたところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書（以下「本件請求文書」という。）は、「特定法人の監査概要書（訂正分も含む）（特定監査法人作成）（平成28年3月期，平成27年3月期，平成26年3月期，平成25年3月期，平成24年3月期の以上5期間分）」である。

2 原処分について

- (1) 処分庁は、本件請求文書に該当するものとして別紙の1に掲げる文書1ないし文書7（本件対象文書）を特定し、法9条1項の規定に基づき、その一部のみ開示する旨の決定（原処分）を行った。
- (2) 処分庁が、別紙の1に掲げる文書1ないし文書7（本件対象文書）の一部（別紙の2に掲げる部分）を不開示とした理由は、以下のとおりである。

ア 文書1について

- (ア) 別紙の2の番号1に掲げる記載事項には、当該監査法人の印影が記録されており、当該印影は認証的機能を有し、実社会において重要な役割を果たしているため、これを公にした場合、偽造されること等により財産的損害等を及ぼし、当該監査法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。
- (イ) 別紙の2の番号2に掲げる記載事項には、当該監査法人が行った被監査会社の監査の規模等を推測し得る情報が記載されており、これを公にすることにより、当該監査法人及び被監査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。
- (ウ) 別紙の2の番号3に掲げる記載事項には、当該監査法人の監査業務の具体的な内容等が記載されており、当該情報は当該監査法人の監査手続に属する情報であり、これを公にすることにより、当該監査法人及び被監査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。
- (エ) 別紙の2の番号4に掲げる記載事項には、当該会社に係る監査の意見審査を行った担当者の氏名が記載されており、勤務先に関する情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であることから、法5条1号に該当し、不開示とした。
- また、当該情報は当該監査法人の監査手続に属する情報であり、これを公にすることにより、当該監査法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。
- (オ) 別紙の2の番号5に掲げる記載事項には、当該監査法人が行った被監査会社の監査の規模等を推測し得る情報が記載されており、これを公にすることにより、当該監査法人及び被監査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。
- (カ) 別紙の2の番号6に掲げる記載事項（なお、原処分に「(3)内部統制の開示すべき重要な不備に関する経営者等への報告の状況」とあるのは、「(3)内部統制の重要な欠陥に関する経営者等への報告の状況」の誤記である。）には、当該監査法人の監査手続に属する情報及び被監査会社の内部管理情報等が記載されており、これを公にすることにより、当該監査法人及び被監査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

(キ) 別紙の2の番号7に掲げる記載事項には、他の監査人の監査結果等の利用状況が記載されており、当該情報は当該監査法人の監査手続に属する情報であり、これを公にすることにより、当該監査法人及び被監査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

(ク) 別紙の2の番号8に掲げる記載事項には、当該監査法人の審査の対象、意見審査の結果及び意見審査において特に重要と認められた情報が記載されており、当該情報は当該監査法人の監査手続に関する情報であり、これを公にすることにより、当該監査法人及び被監査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

(ケ) 別紙の2の番号9に掲げる記載事項に該当する不開示とした部分はない。

イ 文書2及び文書3について

上記アに同じ。

ウ 文書4について

(ア) 別紙の2の番号1, 2, 4及び6ないし9に掲げる記載事項について、上記ア(ア), (イ), (エ)及び(カ)ないし(ケ)に同じ。

(イ) 別紙の2の番号3に掲げる記載事項(なお、平成24年3月期、平成25年3月期及び平成26年3月期については、不開示部分に該当する「備考欄及び該当する注書き」の記載はない。)は、上記ア(ウ)の理由と同一の理由により、不開示とした。

(ウ) 別紙の2の番号5に掲げる記載事項(なお、平成24年3月期、平成25年3月期及び平成26年3月期については、不開示部分に該当する「及び該当する注書き」の記載はない。)は、上記ア(オ)の理由と同一の理由により、不開示とした。

エ 文書5について

(ア) 別紙の2の番号1, 2, 4及び6ないし8に掲げる記載事項について、上記ア(ア), (イ), (エ)及び(カ)ないし(ク)に同じ。

(イ) 別紙の2の番号3に掲げる記載事項(なお、不開示部分に該当する「及び該当する注書き」の記載はない。)は、上記ア(ウ)の理由と同一の理由により、不開示とした。

(ウ) 別紙の2の番号5に掲げる記載事項(なお、不開示部分に該当する「及び該当する注書き」の記載はない。)は、上記ア(オ)の理由と同一の理由により、不開示とした。

(エ) 別紙の2の番号9に掲げる記載事項には、当該監査法人の担当の

所属部署及び名前が記載されており、当該情報は個人情報であって、勤務先に関する情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であることから、法5条1号に該当し、不開示とした。

また、一般には公表されていない電話番号が記載されており、これを公にすることにより、当該監査法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当し、不開示とした。

オ 文書6について

(ア) 別紙の2の番号1, 2及び4ないし9に掲げる記載事項について、上記ア(ア), (イ), (エ)ないし(ケ)に同じ。

(イ) 別紙の2の番号3に掲げる記載事項について、上記エ(イ)と同じ。

カ 文書7について

(ア) 別紙の2の番号1, 2, 4及び6ないし9に掲げる記載事項について、上記ア(ア), (イ), (エ)及び(カ)ないし(ケ)に同じ。

(イ) 別紙の2の番号3及び5に掲げる記載事項について、上記エ(イ)及び(ウ)と同じ。

3 原処分の妥当性について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、いずれも特定監査法人から提出された特定法人に係る監査概要書である。

監査概要書とは、金融商品取引法に基づく監査において、監査証明を行った公認会計士又は監査法人が、監査報告書の作成日の翌月の末日までに、内閣総理大臣（実際には権限委任を受けた財務（支）局長）に対して提出する、実施された監査の概要を記した書類である。提出を受けた監督官庁は、監査概要書を同法に基づく監査の審査等のための参考資料としている。

(2) 文書1ないし文書7における別紙の2の番号1ないし8の不開示事由該当性について

ア 別紙の2の番号1の不開示部分について

不開示とした部分には、特定監査法人の印影が押印されている。法人の印影は、法人の権利義務に係る諸活動に際しての認証的機能を有する点で、実社会において重要な役割を果たす情報であり、これを公にした場合、当該印影が偽造され、その結果、法人の予期せぬ財産的損害が生じる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明白である。

よって、特定監査法人の印影部分は法5条2号イに該当する。

イ 別紙の2の番号2の不開示部分について

不開示とした部分には、監査に従事した補助者の人数（財務諸表監査に従事した補助者の人数、内部統制監査に従事した補助者の人数）及び審査に従事した者の人数が記載されている。監査に従事した補助者の人数（財務諸表監査に従事した補助者の人数、内部統制監査に従事した補助者の人数）及び審査に従事した者の人数はそれぞれの監査や審査の規模を示す要素の一つであり、これを公とすれば、他の案件との比較により、個々の被監査会社の財務諸表監査、内部統制監査及び審査の規模を把握することが可能となる。

すなわち、被監査会社にとっては、財務諸表監査、内部統制監査及び審査について、例えば、同業種・同規模の他社に比して多くの監査人員が投入されているような場合や例年の監査に比較して多くの監査人員が投入されているような場合に、当該被監査会社において、多くの監査人員を要するような、何らかの不正会計や内部統制上の問題があったのではないかといったいわれなき憶測を誘発し、当該被監査会社に対する信用を著しく低下させ、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、監査法人及び公認会計士事務所（以下「監査事務所」という。）にとっては、上記不開示部分を公にすると、一般に、監査事務所が、どのような業種・規模等の被監査会社に対してどの程度の監査体制を構築しているのかというノウハウの一端を競合する他の監査事務所に知悉する手掛かりを与えてしまい当該監査法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、監査に従事した補助者の人数（財務諸表監査に従事した補助者の人数、内部統制監査に従事した補助者の人数）及び審査に従事した者の人数は法5条2号イに該当する。

ウ 別紙の2の番号3の不開示部分について

不開示とした部分には、一般に、被監査会社が監査事務所に対して報酬を支払っている監査業務の具体的な内容や、その内訳が記載されている。

監査業務は、一般に監査証明業務と非監査証明業務とに区分されるところ、当該区分に応じた監査報酬の額は、監査概要書のみならず、被監査会社が金融商品取引法に基づいて開示する有価証券報告書でも記載されている。しかしながら、監査概要書においては、有価証券報告書の記載内容に比して、より具体的な業務内容や報酬の内訳が記載されていることから、有価証券報告書に同種の記載項目があることをもって当然に公とすべきことにはならない。

その上で検討するに、上記不開示部分を公とすれば、既に公とされている監査報酬の額とも照合することにより、被監査会社がどのような監査業務についていくらの報酬を支払っているかが明らかとなる。

そうすると、監査事務所にとっては、競合する他の監査事務所との価格競争において不利となるおそれがあるほか、被監査会社においても、他の案件との比較により、委託している監査業務の具体的内容に照らして、支払っている監査報酬の金額の大小が無用な憶測を呼び、合理的な理由なく当該被監査会社の株価が下落するなど、監査事務所及び被監査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、被監査会社が監査報酬を支払っている業務の具体的な内容やより詳細な監査報酬の内訳は、法5条2号イに該当する。

エ 別紙の2の番号4の不開示部分について

不開示とした部分には、当該会社に係る監査意見の審査を行った担当者の氏名が記載されているところ、当該不開示部分は、以下に述べるとおり、法5条1号本文前段及び2号イの不開示事由に該当する。

(ア) 法5条1号本文前段該当性

監査意見の審査を行った担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、法5条1号本文前段に該当する。

また、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書イに該当せず、かつ同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに当該情報は個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

(イ) 法5条2号イ該当性

a 監査人は、財務諸表監査にあつては、被監査会社の経営者が作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、内部統制監査においては、被監査会社の経営者が作成した内部統制報告書が、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価について、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて監査し、その結果を監査意見として表明する（「無

限定適正意見」，「限定付適正意見」，「不適正意見」，「意見不表明」の4種類）。

このように、監査意見は、監査業務の結論として表明されるものであり、監査業務の品質管理の一環として、監査チームが行った監査手続や監査上の重要な判断等について客観的に評価するための手続である「審査」が義務付けられている。

具体的な審査体制としては、一般的に、①被監査会社ごとに特定の審査担当者を定めてその審査担当者によって審査を行う方法、②監査に従事していない複数の公認会計士で構成する審査機関を監査事務所内に常置して審査を行う方法、③当該監査事務所に属していない第三者の公認会計士に審査を委託して審査を行う方法があるが、どのような審査体制を確立するかは、監査事務所の規模、被監査会社の数、監査業務の内容、被監査会社の監査リスク（監査人が、財務諸表の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性のこと）等によって異なるところである。

b 不開示とした部分には、監査意見の審査を行った者の氏名とともに、具体的にどのような審査体制を構築しているかという情報が記載されている。当該情報が公となれば、監査事務所における審査体制の構築に関するノウハウの一端が明らかとなり、競合する他の監査事務所との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるほか、被監査会社にとっても、他の被監査会社と比してより重厚な審査体制が整備されているような場合は、不特定多数人に対し、当該被監査会社における監査リスクが相当程度高いのではないかとの印象を与え、被監査会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

c このように、監査意見の審査を行った者の氏名等の欄の記載は、監査法人及び被監査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

オ 別紙の2の番号5の不開示部分について

不開示とした部分には、監査責任者又は業務執行社員を除く公認会計士、審査担当者、その他の従事者の人数及び監査従事日数又は時間数等が記載されている。これらはいずれも、監査の規模を示す要素であり、これを公とすれば、他の案件との比較により、個々の監査の規模を把握することが可能となる。

そうすると、上記イにおいて述べたところと同様の理由から、当該情報は、これを公にすれば、監査法人及び被監査会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イ

に該当する。

カ 別紙の2の番号6の不開示部分について

不開示とした部分には、一般に、監査事務所が監査の実施において特に考慮した事項として、①監査人の交代における引継ぎの有無、②監査計画の策定及び監査手続の実施において特に考慮した重要な事項、③内部統制の開示すべき重要な不備に関する経営者等への報告の状況（ただし、文書1については「内部統制の重要な欠陥に関する経営者等への報告の状況」）、④重要な不正及び違法行為に関する対処の状況が記載されているとともに、⑤監査事務所が経営者等と行ったディスカッションの状況が記載されている。

当該不開示部分には、監査事務所が監査において特筆すべき問題点等を把握した場合に、当該問題点等が、被監査会社の経営実態や経営管理態勢といった経営上の機密とともに記載される部分である。

これを公とすれば、監査事務所の監査の着眼点や監査手法といったノウハウが競合する他の監査事務所の知れるところとなるほか、被監査会社の経営実態や経営管理態勢といった経営上の機密が同業他社に知れるところとなり、同業他社において当該被監査会社の営業上の弱点等を踏まえた方策等を容易に講ずることが可能になるほか、何らかの問題点等が認められた場合に、当該被監査会社の経営状態についていわれなき憶測を招くなど、当該被監査会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、上記各不開示部分は、法5条2号イに該当する。

さらに、上記の不開示部分の記載内容は監査事務所の自主的な判断に委ねられているところ、当該記載内容を公にすることになれば、上記のとおり監査事務所のノウハウが競合する他の監査事務所の知れるところとなり、当該監査法人の正当な利益を害するおそれがあることから、今後、的確かつ詳細な事実関係を記載することをためらう監査事務所が現れるなど、監督官庁による審査事務に支障を及ぼすおそれがある。よって、法5条2号イに追加して、同条6号イの不開示情報にも該当すると認められる。

なお、問題点等が認められなかった場合には開示し、問題点等が認められた場合には不開示とすれば、不開示とした場合に何らかの問題点等が認められたことを明らかにする結果となることから、問題点等が認められたか否かによって、開示・不開示の判断が異なることとすべきではない。

キ 別紙の2の番号7の不開示部分について

不開示とした部分には、重要な子会社等についての他の監査事務所の監査結果等の利用状況が記載されている。

これらは当該監査事務所の監査手続に属する情報であり、当該監査事務所が、重要な子会社等について、他の監査人の監査の結果に依拠したのか、自ら主体的に監査を行ったのかが明らかとなり、監査事務所の監査の着眼点や監査手法といったノウハウが競合する他の監査事務所に知れるところとなる可能性があることから、当該監査法人及び被監査会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、他の監査人の監査結果等の利用状況は、法5条2号イに該当する。

ク 別紙の2の番号8の不開示部分について

不開示とした部分には、一般に、監査意見等に対する審査の結果、審査の対象及び審査において特に重要と認められた事項が記載されている。

上記エのとおり、監査意見は、監査業務の結論として表明されるものであり、監査業務の品質管理の一環として、監査チームが行った監査手続や監査上の重要な判断等について客観的に評価するための手続である「審査」が行われるところ、その結果は、上記不開示部分に記載されることとなる。

そうすると、上記不開示部分を公とすれば、審査の対象となった事項、すなわち、監査手続の経過や監査意見の形成過程が明らかになるところ、これらは、監査のノウハウというべき情報であることから、競合する他の監査事務所の知れるところとなれば、監査を実施した監査事務所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、審査において「特記事項」の記載の必要性が認められた場合、上記不開示部分には、監査の経過や監査意見の形成過程とともに、被監査会社の経営実態や経営管理態勢も記載される場合があるところ、上記不開示部分が公となれば、被監査会社の経営上の機密が同業他社の知れるところとなり、同業他社において当該被監査会社の営業上の弱点等を踏まえた方策等を容易に講ずることが可能になるほか、何らかの問題点等が認められた場合に、当該被監査会社の経営状態についていわれなき憶測を招くなど、当該被監査会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、審査の状況は法5条2号イに該当する。

さらに、上記の不開示部分の記載内容は監査事務所の自主的な判断に委ねられているところ、当該記載内容を公にすることになれば、上記のとおり監査のノウハウが競合する他の監査事務所の知れるところとなり、当該監査法人の正当な利益を害するおそれがあること

から、今後、的確かつ詳細な事実関係を記載することをためらう監査事務所が現れるなど、監督官庁による審査事務に支障を及ぼすおそれがある。よって、法5条2号イに追加して、同条6号イの不開示情報にも該当すると認められる。

なお、上記カと同様、問題点が認められなかった場合には開示し、問題点等が認められた場合には不開示とすれば、不開示とした場合に何らかの問題点等が認められたことを明らかにする結果となることから、問題点等が認められたか否かによって、開示・不開示の判断がことなることとすべきではない。

(3) 文書5における別紙の2の番号9の不開示情報について

文書5のうち、別紙の2の番号9が含まれるページは、特定監査法人が監査概要書を関東財務局へ提出した際に添付した書類送付状であり、不開示とした部分には、送付元である特定監査法人の担当者の氏名及び所属部署が記載されているところ、これらの情報は、個人に関する情報であって、勤務先に関する情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報であることから、法5条1号本文前段に該当する。

また、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書イに該当せず、かつ同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、不開示とした部分には、特定監査法人の電話番号が記載されており、当該電話番号は一般には公表されていない当該監査法人の担当部署の電話番号であるから、これを公にすることにより、いたずらや偽計といった業務妨害に使用されるなど、当該担当部署において必要とする業務上の連絡などに支障を来すことも否定できず、当該監査法人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、電話番号記載部分は法5条2号イに該当する。

4 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 審議
- ④ 同年7月7日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年9月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1に掲げる7文書（本件対象文書）であり、処分庁は、その一部（別紙の2に掲げる部分）につき、法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、不開示理由に法5条6号イを追加して原処分を妥当としているところ、審査請求人が、意見書において、不開示部分のうち別紙の2の1及び4に掲げる部分の開示は求めないとしていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、以下、審査請求人がなお開示を求める部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定監査法人が作成し関東財務局に提出した特定法人の平成24年3月期ないし平成28年3月期に係る監査概要書（訂正分を含む。）、当該監査概要書とともに提出された監査概要書（表紙）及び当該監査概要書を送付する際の送付状である。

(1) 別紙の3に掲げる部分

当該部分には、特定監査法人が特定法人に対して監査を実施する際に考慮した重要な事項等として、監査人の交代における引継ぎの有無が記載されており、具体的には監査人の交代の有無及び監査人の交代があった場合には引継ぎの有無に係る情報が記載されている。

監査人の交代の有無は、公表されている被監査法人の有価証券報告書等により確認し得る情報であることから、当審査会事務局職員をして、特定法人の有価証券報告書等を確認させたところ、本件対象文書の記載に係る範囲では、特定監査法人の交代はなかったと認められる。

そうすると、当該部分の記載内容については、公表されている情報から明らかであるといえるため、これを公にしても、特定監査法人及び特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、検査当局の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められず、当該部分の情報は、法5条2号イ及び6号イのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

(2) 別紙の2の番号2, 5（付記部分を除く。）、6（上記（1）に掲げる部分を除く。）、7及び8に掲げる部分について

ア 番号2に掲げる部分には、特定監査法人が特定法人に対して行った監査（財務諸表監査、内部統制監査及び意見審査）に従事した補助

者の人数が具体的に記載されている。

番号5（付記部分を除く。）に掲げる部分には、特定監査法人が特定法人に対して行った監査（財務諸表監査、内部統制監査及び意見審査）に従事した者の公認会計士、審査担当者等別の人数及び従事時間数等が具体的に記載されている。

番号6（上記（1）に掲げる部分を除く。）に掲げる部分には、特定監査法人が特定法人に対して監査を実施する際に考慮した重要な事項等として、①監査計画の策定及び監査手続の実施において特に考慮した重要な事項、②内部統制の重要な欠陥に関する経営者等への報告の状況、③重要な不正及び違法行為に関する対処の状況並びに④経営者等とのディスカッションの状況に関する情報が記載されている。

番号7に掲げる部分には、特定監査法人が特定法人に対して監査を実施するに当たっての、他の監査人の監査結果等の利用状況に関する情報が記載されている。

番号8に掲げる部分には、審査の状況に関する情報が記載されている。

イ 上記アに掲げる部分には、特定監査法人による監査の規模や着眼点に係る情報のほか、最終的な判断に至るまでの監査の過程に係る情報が記載されていると認められ、かつ、これらはいずれも、原処分時点においては、監査報告書等による公表が具体的に予定されていないものであると認められる。

そうすると、これを公にすれば、監査の規模、着眼点や判断の在り方等を含む特定監査法人による監査の方法が、競合する他の監査法人に模倣されるなど、特定監査法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（3）別紙の2の番号3に掲げる部分及び番号5に掲げる部分のうち付記部分

当該部分には、特定監査法人が特定法人に対して行った監査又は証明業務の種類及び監査又は証明業務以外の業務で監査業務と同時に行った業務の内容等が具体的に記載されているところ、これを公にすると、特定監査法人が特定法人に対して、どのくらいの報酬額で、具体的にどのような監査を行っているのかなどといった、特定監査法人や特定法人の内部情報が明らかとなることにより、特定監査法人及び特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙の2の番号9に掲げる部分について

当該部分には、特定監査法人の担当者の氏名、所属部署及び当該部署の電話番号が記載されている。

ア 担当者の氏名及び所属部署

担当者の氏名及び所属部署は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当せず、また、氏名は個人識別情報であることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、所属部署については、当該部分を公にすると、知人等関係者であれば個人の特定が可能となり、その場合、個人が本件監査に携わっていた等の情報を知られる結果となることから、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、同項による部分開示はできない。したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 担当者の所属部署の電話番号

当該電話番号は、一般には公表されていないものとのことであるため、これを公にすれば、いたずらや偽計等に使用されることにより、当該部署の通常業務における必要な連絡に支障を来すなど、特定監査法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ及び6号イに該当することから不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同条2号イ及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曽根玲子

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 特定監査法人から提出された特定法人に係る平成24年7月31日付（平成24年3月期）監査概要書
- 文書2 特定監査法人から提出された特定法人に係る平成25年7月31日付（平成25年3月期）監査概要書
- 文書3 特定監査法人から提出された特定法人に係る平成26年7月31日付（平成26年3月期）監査概要書
- 文書4 特定監査法人から提出された特定法人に係る平成27年10月29日付（平成24年3月期，平成25年3月期，平成26年3月期及び平成27年3月期）監査概要書
- 文書5 特定監査法人から提出された特定法人に係る平成27年12月25日付（平成24年3月期，平成25年3月期及び平成26年3月期）監査概要書
- 文書6 特定監査法人から提出された特定法人に係る平成28年7月28日付（平成28年3月期）監査概要書
- 文書7 特定監査法人から提出された特定法人に係る平成28年10月28日付（平成28年3月期）監査概要書

2 記載事項及び不開示部分

番号	文書	不開示部分
1	監査概要書（表紙）	監査法人の印影部分
2	監査概要書	第一部 1（2）の補助者の人数
3		第一部 2（1）の備考欄及び該当する付記部分（注）
4		第一部 3（2）の意見審査を行った監査法人の担当者の氏名等
5		第二部 1の人数（監査責任者又は業務執行社員を除く），従事日数又は時間数及び該当する付記部分（注）
6		第二部 2の （1）監査人の交代における引継ぎの有無
		（2）監査計画の策定及び監査手続の実施において特に考慮した重

		<p>要な事項</p> <p>(3) 内部統制の開示すべき重要な不備に関する経営者等への報告の状況</p> <p>(4) 重要な不正及び違法行為に関する対処の状況</p> <p>(5) 経営者等とのディスカッションの状況</p>
7		第二部 3の他の監査人の監査結果等の利用状況
8		第二部 4(3)の審査の状況
9	書類送付状	担当, 電話番号記載部分

(注)「該当する付記部分」は、原処分における不開示部分のうち「該当する注書き」部分を示す。

3 開示すべき部分

上記2の番号6のうち、「(1) 監査人の交代における引継ぎの有無」欄の記載内容